

労務費に関する基準(素案)に対する委員の主なご意見

資料1

(敬称略)									
No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
1	西野	意見	後日	第1章(1)背景	中長期的な～	冒頭の背景について、中長期的な懸念だけでなく、もっと強く、現状の危機感について書く必要があると思います。	なぜ「労務費の基準」を設定するに至ったか、なぜ今設定が必要なのかについて、令和7年の国土交通白書で言及されている「供給制約」の話や令和5年の持続可能な建設業に向けた環境整備検討会とりまとめにおける建設業の持続可能性への懸念などをふまえ「工事発注できるという当たり前」がすでに揺らいでいることを強く書いておくことが労務費の基準に関する広い理解を得て、実効性を確保していくために欠かせないものと考えられるため。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第1章(1)を以下の通り修正しました。 現在の状況が今後も続き、必要十分な新規入職者が確保できないまま高齢層の退職が加速すれば、建設サービスの供給に大きな影響を及ぼすこととなる。これはすなわち、社会資本整備や災害からの復旧・復興など、国民生活や我が国の経済活動に不可欠な建設サービスの供給が滞ることを意味する。
2	長谷部	意見	後日	第1章(1)	現場の技能労働者への支払いを	現場の技能労働者への設計労務単価水準の賃金支払いを	「技能労働者への支払いを」だけでは、何を支払うか主語が不明確なため。	現行案にて対応	「設計労務単価」の行き渡りについては、具体的方針として第2章(1)等において言及しているため、大まかな方向性を述べている本部分においては言及しないことがより適切と考えており、原案通りの記載ぶりとしております。
3	白石	意見	後日	第1章(2)	労務費に関する基準を作成・勧告(建設業法第34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止	「労務費の基準を著しく下回る値」について、その定義や基本的な考え方を基準本文または運用方針に記載してはどうか。	「労務費の基準値を著しく下回る値」については、多くの事業者が具体的な数値を知りたいと考えている。法令順守の観点において、何ををもって違反となるかが「著しく下回る」という主観的基準では、各社是对応を検討しようがない。一方で具体的な数値を非公開とする理由も理解できることから、次善の策として定義等の客観的に判断できる材料を示すことが相当ではないかと思料する。	現行案にて対応	「著しく低い」水準への誘導効果が懸念されるため、非公開とすることが適切であると考えています。
4	長谷部	意見	後日	第1章(3)②	労務費に関する基準として、個々の技能者の経験・技能に応じた	労務費に関する基準として、建設キャリアアップシステム(CCUS)等に基づき、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払う	労務費の基準WGでは、適正な賃金支払いの基準として、CCUSレベル別年収を参考とする方向性が示されており、CCUSを適正賃金支払いにしっかりと結合させていくために、CCUSを明文化することが必要なため。	現行案にて対応	ご指摘の箇所は、法改正に至るまでの経緯を中心として、事実関係や大まかな方向性について記載した部分であること、CCUSレベル別年収の支払いについては今回の照会を踏まえた追記を含め各所に記載していることを踏まえ、原案通りの記載ぶりとしております。
5	前田	意見	当日	第1章(3)②	適正な水準の労務費	「適正な水準の労務費を超えた単価に対しては、査定対象としない」というような文言が必要ではないか。 需給バランス等によっても、労務単価が高くなる場合があることを記載すべき。	労務費に関する基準を超えた支払を否定することの誤解を生まないう、この点に関する考え方を明記すべきであるため。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)②3ボツを以下の通り修正しました。 …個々の請負契約における価格交渉にあっては、例えば、CCUSレベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場合等、受注者において、当該建設工事の施工に当たって通常必要と認められる額より高額の労務費の確保が必要と考える場合においては、受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。
6	長谷部	意見	後日	第1章(3)②	確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施	確保された労務費(賃金の原資)の技能者までの賃金等の支払い担保のための施策の実施	技能者に直接的に関係するのは「賃金」が主であり、出口部分の実効性確保をより明確化するために、賃金に関連する文言を追加すべきと考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
7	荒木	意見	後日	第1章(3)②	図	「労務費確保のイメージ」図に、発注者から元請に労務費が行き渡っている図を加えてほしい。	元請が下請に適正な水準の労務費を支払うためには、まずは発注者から元請に対して労務費が行き渡ることが重要であるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
8	西野	意見	当日	第2章		本基準が適用される技能者の定義を明確にすべき。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)②4ボツを以下の通り修正しました。 ①で示される「労務費」は、各工事において実際に施工に従事する者の賃金の原資を意味する。「登録基幹技能者」や「職長」等、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての側面を持つこともある(例:登録基幹技能者、下請の主任技術者)が、これらの者についても、実際に現場の作業に関わる範囲において、その者の分の額も含む概念として整理されるものである。
9	長谷部	意見	後日	第2章(1)①	適正賃金が支払うことが	適正賃金を支払うことが	表現の適正化。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
10	白石	意見	後日	第2章(1)①	公共工事設計労務単価並みの水準	本年12月の施行を前に、公共工事設計労務単価を用いて制度運用を開始することは仕方ないとしても、技能者の処遇改善のために、どのような単価がふさわしいのかは、引き続き議論を深めていただきたい。	本年12月の施行を前に、公共工事設計労務単価は、あくまでも市場調査の結果であり、中長期的にみて、持続的に上昇していく保障はない(過去には下がりがつづけた時代もある)。制度主旨を鑑みると、本質的には、市況実態に即し、かつ継続的な賃上げに適う指標を検討するか、あるいは設計労務単価そのものの見直しに着手すべき。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)①を以下の通り修正しました。 …建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す必要がある。 第4章(3)を以下の通り修正しました。 今後、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。
11	白石	意見	当日	第2章(1)①	これをもって建設業を中長期的に持続可能なものとする	「中長期的な視点に立って、技能労働者の賃金水準として望ましい目標を設定して、引き上げていく必要がある」というようなあるべき論を明記すべき。	制度主旨を鑑みると、建設技能者の一時的な処遇改善だけでなく、担い手確保の側面として、賃金水準の安定的上昇を、少なくとも目指していることに触れなければ、将来的な希望につながらない。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)①を以下の通り修正しました。 …他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す必要がある。 第4章(3)を以下の通り修正しました。 今後、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。
12	長谷部	意見	後日	第2章(1)①	設計労務単価並みの水準の	設計労務単価並みの賃金水準の	「賃金」の文言を追加した方が、目指すべき水準がより明確になりわかりやすいと考えるため。	現行案にて対応	ご意見頂いた部分については発元間・元下間・下下間における労務費の行き渡りも指しており、記載ぶりを賃金に限定することは不適当であるため、原案通りの記載ぶりとしております。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
13	荒木	意見	後日	第2章(1)①		労務費に関する基準(素案)では、工事の施工場所が属する都道府県の公共工事設計労務単価を適用するとしていますが、この制度は建設業界の地域格差を拡大させる深刻な問題を含んでいると考えます。現在の公共工事設計労務単価は都道府県ごとに大きな差があり、同じ技能を持つ技能者でも働く場所によって賃金水準が大きく異なることになります。 この地域格差は、建設業に従事する労働者の賃金水準が全産業平均を下回っている現状の改善という基準の目的に反する結果を招きます。労務単価の高い都市部に技能者が集中し、地方では深刻な人材不足が発生する恐れがあります。技能者の数が減少し高齢化が進む中で、地域格差の拡大は地方の建設業をさらに困窮させることになります。 また、建設業が災害時の復旧・復興を担う「地域の守り手」としての役割を果たすためには、全国各地に適切な技能者の配置が必要です。都道府県別の労務単価適用は、この基本的な社会機能を損なう可能性があります。 この問題を解決するためには、地域間格差の縮小目標を設定し段階的な改善を図ることが必要と考えます。地方部の労務単価に補正係数を適用して実質的な処遇の均等化を進め、地方で働く技能者への支援制度や地方建設業者への経営支援を拡充することで、地域による不利益を軽減すべきです。		本文を修正	第4章(3)を以下の通り修正しました。
14	長谷部	意見	後日	第2章(1)①	適当である。	適当であるが、同一職種において、隣県・地域間で金額に大きな隔たりがある際は、適宜補正等を行い、「労務費に関する基準の位置づけ」に基づいた労務費の算出に留意が必要である。	公共工事設計労務単価について、同一職種で隣県・地域間での金額に大きな隔たりがあるケースがあるため、人材流出等の観点からも補正等の措置が必要と考えるため。	本文を修正	需給等に応じて基準値を上回る水準の労務費を支払うことは否定されるものではなく、その旨第2章(1)②に追記しています。
15	白石	意見	後日	第2章(1)②	-	以下の次の文案を挿入できないか。 【追加文案】なお、公共工事設計労務単価は、市場平均としての性格から、CCUSの各レベルに相当する技能者がバランスよく配置された、一般的な建設工事の施工体制における、各技能者労務単価の加重平均となっていることを念頭に、技能者に対してCCUSレベル別年収の支払いが行われるよう、当該工事の施工条件・作業内容等を踏まえた適正な労務費を見積時点から確保することが必要である。	「出口」対策として、CCUSのレベルに応じた適正な賃金を支払うことを記載しているのは大変評価できるが、原案では「入口」においてCCUSを何ら位置付けていない。本来であれば公共工事設計労務単価がCCUSレベル換算でどの程度の水準を示すことが望ましいと考えるが、それが難しいのであれば、最低でも公共工事設計労務単価とCCUSがどのような関係になっているか、及びその関係性を踏まえて労務費を見積もるべきであることを明記すべきと料する。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)②3ボツ目を以下の通り修正しました。
16	前田	意見	当日	第2章(1)②	受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、	「適正な水準の労務費を超えた単価に対しては、査定対象としない」というような文言が必要ではないか。 需給バランス等によっても、労務単価が高くなる場合があることを記載すべき。	労務費に関する基準を超えた支払を否定するとの誤解を生まないよう、この点に関する考え方を明記すべきであるため。	本文を修正	需給等に応じて基準値を上回る水準の労務費を支払うことは否定されるものではなく、その旨第2章(1)②に追記しています。
17	白石	意見	後日	第2章(1)②	高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者と価格交渉することを妨げない。	(修正案)高い技能を持つ技能者による施工が必要な場合等においては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積ることを許容し、注文側は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、誠実かつ適切に価格交渉に応じることを義務とする。	素案の趣旨を踏まえ、価格交渉に関する記述について、受注者の権利と発注者の義務を明確にするため。	本文を修正	ご意見を踏まえるとともに、法令上の義務との混同を避ける観点から、該当部分を以下の通り修正しました。
18	白石	意見	後日	第2章(1)②	CCUS レベルが高い者など、高い技能を持つ技能者が施工する場合や、技能者の確保に要するコストが高い場合など、必要な場合においては、	【修正文案】CCUSレベルが高い者をはじめとした、高い技能を持つ技能者による施工が必要な場合や、技能者の確保に要するコストが高い場合等、必要性が認められる場合においては、	「高い技能を持つ技能者が施工する場合」との書き方では、高度技能者を割り当てさえすれば高い労務単価で見積もることができるようにも解釈可能である。あくまで工事の実態に合わせて投入する技能者のレベル＝労務単価が決まるべきものである、という主旨につき、より誤解のないような表現としていただきたい。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)②を以下の通り修正しました。
19	西野	意見	後日	第2章(1)②	受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積ることを許容し、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。	受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。	「許容し」「応じる」とすると受注側(見積もる側)の主体性が低く、金額を決めるのは発注・注文側であるという、p.10の393行目(第3章(1))で指摘しているところの「上流から下流へ価格が決まる」旧来の力関係が踏襲される。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)②を以下の通り修正しました。
20	三宅	意見	後日	第2章(2)①	…基準値は、(1)の適正な労務費の考え方を踏まえ、職種分野ごとに、適用が想定される公共工事設計労務単価と、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合に適正な労務費として算出される値を示すものであり、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨ではなく、個別の請負契約においては、具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、本基準の考えに沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要である。	基準値は、個別の請負契約ごとに補正が必要である。国土交通省にて補正方法の手順書やガイドライン、事例集等を作成し、早めに提示をお願いします。	発注者間の違いだけでなく、公共工事と民間工事の間でも補正方法が大きく変わるのは疑義が生じる可能性があるため、統一された補正方法が必要と考えます。	現行案にて対応	10ページの図において「労務費の基準値」の示し方を記載しているところ、下部において「代表的な歩掛かりの作業内容」「条件」「留意点」を個別の基準値毎にお示しすることとしており、これらの点における実工事との相違について、基準値の補正を行っていただくものと考えています。
21	青木	意見	当日	第2章(2)②	公共工事設計労務単価	住宅建築に携わる職種について、新職種の検討の余地を残してほしい。住宅の場合、大工と普通作業員が当て込まれると料するが、その間をどうするか。プレハブや2×4は、大工ほどの技量がいないとはいえ、普通作業員ではふさわしくない。		運用方針等において対応	運用方針において、提供する技能の性質に応じて「特殊作業員」や「普通作業員」の単価を適用しうる点を明記します。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
22	荒木	意見	後日	第2章(2)②	歩掛は国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする	労務費の基準は、公共工事設計労務単価×歩掛がベースとなり、その「歩掛は国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする」とある。 しかし、地方の小ロット工事では国土交通省直轄工事の歩掛を用いると労務費が低く算出されてしまう。 小ロット工事の歩掛が出来るまでは、発注者は参考にする歩掛として国土交通省直轄工事の歩掛を用いることが想定され、元請は実態に合わない低い労務費を発注者から支払われる一方、下請からは現場条件に応じた歩掛を用いた価格で労務費が請求されるため、元請が過度な負担を負うことになる。 さらに、不良不適格な元請にとっては、下請に対して国土交通省直轄工事の歩掛を盾に、現場条件が加味された歩掛を用いた適正な労務費を支払わず、労務費を低く抑えることで、労務費をダンピングでできてしまう。 そのため、出来るだけ早く小ロット工事に対応した歩掛を作るとともに、それまでの間、このような懸念も踏まえた運用としてほしい。		別途対応	労務費に関する基準案において示しているように、基準値は、労務費に関する基準案において示している適正な労務費の考え方を踏まえ、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合に適正な労務費として算出される値を示すものであり、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨ではなく、個別の請負契約においては、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、同基準の考えに沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきものです。また、この際の歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則としているところです。従って、例えば、小ロットであるなどにより、国の直轄工事で想定している施工条件等に合わない場合は、個別に、基準値を補正いただく必要があります（前述の通りこの点は既に現行基準案で明記しています）。 また、公共工事の発注者と元請の関係においては、基準値が直接使われることはありませんが、公共工事の予定価格の積算において、各地方公共団体で使用する歩掛については、本来各団体において適切に設定していただく必要がありますが、国土交通省では、各団体の取組をサポートすべく、今年度、地方公共団体における独自歩掛の作成に関する調査を実施しています。独自歩掛作成のノウハウや課題を周知、展開をすることによって、地方公共団体独自の取組の後押しとなることが期待されます。
23	荒木	意見	後日	第2章(2)②	歩掛は国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする	現行の歩掛は国交省直轄工事を基礎とした値であり、一定の客観性が担保されている。しかし、地域特性(気候、地盤条件、施工環境)や工事規模・工事内容によっては、実際の必要労務量と乖離する場合がある。この乖離を是正するため、地域ごとの実態を反映した補正データを整備してほしい。 また、歩掛の適正化には、現場の実態に基づく調査を強化することが不可欠である。技能者の配置、施工日数、機械化の進展度などの調査(施工形態動向調査)頻度を高くしてほしい。		別途対応	公共工事の発注者と元請の関係において、基準値が直接使われることはありませんが、公共工事の予定価格の積算において、各地方公共団体で使用する歩掛については、本来各団体において適切に設定していただく必要がありますが、国土交通省では、各団体の取組をサポートすべく、今年度、地方公共団体における独自歩掛の作成に関する調査を実施しています。独自歩掛作成のノウハウや課題を周知、展開をすることによって、地方公共団体独自の取組の後押しとなることが期待されます。
24	荒木	意見	当日	第2章(2)②	国土交通省直轄工事で用いられている歩掛	小ロット工事における労務費ダンピングへの対応が必要。		別途対応	公共工事の発注者と元請の関係において、基準値が直接使われることはありませんが、公共工事の予定価格の積算において、各地方公共団体が使用する歩掛については、本来各団体にて適切に設定していただく必要があります。 一方、小ロット工事の積算においては、国土交通省直轄工事で用いられる歩掛を活用した場合、必ずしも適切な歩掛とはならない可能性があります。 このため、国土交通省では、各団体の取組をサポートすべく、今年度、地方公共団体における独自歩掛の作成に関する調査を実施しています。独自歩掛作成のノウハウや課題を周知、展開をすることによって、地方公共団体独自の取組の後押しとなることが期待されます。
25	前田	意見	当日	第2章(2)②	標準的な条件等における歩掛	個別案件毎に歩掛は、気象条件や現場条件、施工数量等によって、基準値が前提とする歩掛から変動することの注釈記入が必要。		現行案にて対応	10ページの図において「労務費の基準値」の示し方を記載しているところ、下部において「代表的な歩掛かりの作業内容」「条件」「留意点」を個別の基準値毎にお示しすることとしており、これらの点における実工事との相違について、基準値の補正を行っていただくものと考えています。
26	佐々木	意見	後日	第2章(2)②	歩掛を活用することを原則とする。	歩掛を活用することを目安とする。	第10回WG資料2 11ページ (1)「労務費の基準」の計算方法 ⇒ 上段に「目安」との記載もあり、あくまで目安と思われるので目安に変更	現行案にて対応	ご意見頂いた箇所は基準値の定め方に関する記載であり、個別の価格決定の進め方に関する記載ではないため、原案通りの記載ぶりとしております。
27	土志田	意見	後日	第2章(2)②	歩掛を活用することを原則とする	原則を削除	地方公共団体発注工事においては小規模工事にも関わらず直轄の歩掛を使用しているため	別途対応	労務費に関する基準案において示しているように、基準値は、労務費に関する基準案において示している適正な労務費の考え方を踏まえ、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合に適正な労務費として算出される値を示すものであり、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨ではなく、個別の請負契約においては、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、同基準の考えに沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきものです。また、この際の歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則としているところです。従って、例えば、小ロットであるなどにより、国の直轄工事で想定している施工条件等に合わない場合は、個別に、基準値を補正いただく必要があります（前述の通りこの点は既に現行基準案で明記しています）。 各地方公共団体で使用する歩掛については、本来各団体において適切に設定していただく必要がありますが、国土交通省では、各団体の取組をサポートすべく、今年度、地方公共団体における独自歩掛の作成に関する調査を実施しています。独自歩掛作成のノウハウや課題を周知、展開をすることによって、地方公共団体独自の取組の後押しとなることが期待されます。
28	長谷部	意見	後日	第2章(2)②	妨げない。	妨げない。その際、受注者側が適切な基準値を設定できるよう、注文者側は特段の配慮等をすべきであることに留意する。	住宅分野では、受注者側から見積書等を提出し価格交渉を行う商取引環境がまだまだ不十分であるため、受注者側が基準値を設定し見積書等を作成し、適正な元下取引環境の構築を推進していく必要があると考えるため。	現行案にて対応	ご意見頂いた箇所は基準値の定め方に関する記載であり、個別の格決定の進め方に関する記載ではないため、原案通りの記載ぶりとしております。
29	荒木	意見	後日	第2章(2)②		「その工事に合った適正な労務費を」補正して算出する、といったニュアンスはどうか	小ロットを念頭に、より精緻な記載が必要と考える。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(2)⑦7ボツ目を以下の通り修正しました。 ①に記載しているとおり、基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、基準値に用いる国交省直轄工事における標準的な歩掛と、工事規模の小さい工事において当てはめるべき歩掛の違い等、基準値の前提となっている条件等と具体的な作業内容や施工条件等の違いを踏まえ、(1)において示されている基本的な考え方に沿って、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。
30	三宅	意見	後日	第2章(2)②	・・・値を補正して労務費を算出する必要がある。この点、適切な補正に資するよう、基準値を示すにあたっては、前提となる作業内容・適用条件に加え、補正の際に留意すべき点も併せて示す。	基準値は、個別の請負契約ごとに補正が必要です。国土交通省にて補正方法の手順書やガイドライン、事例集等を作成し、早めにご提示をお願いします。	発注者間の違いだけでなく、公共工事と民間工事の間でも補正方法が大きく変わるのは疑義が生じる可能性があるため、統一された補正方法が必要と考えます。	現行案にて対応	10ページの図において「労務費の基準値」の示し方を記載しているところ、下部において「代表的な歩掛かりの作業内容」「条件」「留意点」を個別の基準値毎にお示しすることとしており、これらの点における実工事との相違について、基準値の補正を行っていただくものと考えています。
31	白石	意見	後日	第2章(2)②	「労務費の基準値」の示し方	見積慣習上「普通作業員」の項目になじみのない職種も多数あることから、「普通作業員」の定義について、具体的な業務内容や技能レベル感についてガイドラインなどで説明を加えるべき。	会員企業社内から制度に関する問い合わせが多く、一般企業においても理解が及ばない可能性がある。	運用方針等において対応	ご指摘を踏まえ、運用方針において「普通作業員」の定義や単価適用における留意点を記載します。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
32	堀田	意見	当日	第2章(2)③	労務費 WGにも必要に応じて報告しつつ、	WGへの報告プロセスを本文へも記載すべき。また、「その(WGの)意見を聞いて」という文言を追記してほしい。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(2)③を以下の通り修正しました。 労務費WGにも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。
33	土志田	意見	後日	第2章(2)③	必要に応じて報告しつつ、	必要に応じて報告し意見を聞きつつ、	労務費WG委員に報告し意見を聞くが重要である	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(2)③を以下の通り修正しました。 労務費WGにも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。
34	長谷部	意見	後日	第3章(1)	民間工事を問わず、賃金の原資として	民間工事を問わず、全ての契約・取引段階において、	現下の重層下請構造において、最終下請まで労務費・適正賃金が確保されるべきであることを、より強調すべきと考えるため。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(1)を以下の通り修正しました。 …公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用手を建設業者までの全ての取引段階において賃金の原資として適正な労務費を確保することを…
35	佐々木	意見	後日	第3章(1)	生産性の高さなどの要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。	受注者による生産性向上に向けた不断の取り組みによって競争がなされ、その取組が適切に評価されることにより、価格が決定される環境を構築する必要がある。	生産性向上に向けた取組について、もう少し受注者側の取組意識/意欲に働きかける記載に変更する。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(1)を以下の通り修正しました。 …受注者の技術力や施工の質、生産性向上に向けた取組等の要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。
36	西野	意見	後日	第3章(1)	受注者による生産性向上に向けた取組などの要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。	受注者の技術力や施工の質、生産性向上に向けた取組などの要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。	生産性向上についての追記だけでは不十分で、価格の競争から質の競争へというこれまでの議論を反映できない。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(1)を以下の通り修正しました。 …受注者の技術力や施工の質、生産性向上に向けた取組等の要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。
37	長谷部	意見	後日	第3章(1)	個々の請負契約において、	個々の請負契約・元下契約において、	現下の重層下請構造において、最終下請まで労務費・適正賃金が確保されるべきであることを、より強調すべきと考えるため。	現行案にて対応	「元下契約」は「請負契約」に包含されるため、原案通りの記載ぶりとしております。
38	白石	意見	後日	第3章(1)	技能者の処遇の他産業並みの水準への改善	技能者の処遇の他産業同等以上の水準への改善	担い手確保の観点から、他産業以上を目指す姿勢は示すべきであるため。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第2章(1)を以下の通り修正しました。 …建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す必要がある。
39	渡邊美	意見	後日	第3章(1)	過度な重層下請け構造	過剰な 不必要な 行き過ぎた などの表現	過度という表現がかなり深い階層まで許容しているように見える	現行案にて対応	「過度な」は「必要な範囲を超えた」との趣旨で用いており、他の用語と比較してより深刻な事態を表現している意図ではないこと、一人親方対策に関するこれまでの官民合意文書における記載との整合性を確保する必要があること等から、原案通りの記載ぶりとしています。
40	佐々木	質問	後日	第3章(1)	過度な重層下請構造の是正等に	具体にどのような取組を行うことで是正に取り組む予定なのか。具体策を提示して欲しい	労務費行き渡りについて、重層下請構造は最たる問題点と認識しているが、今回は是正等という記載があるため、国としての取組み方針があればご教示いただきたい。	別途対応	労務費等の行き渡り徹底により、労務費を「中抜き」して会社経費に充てる下請け構造の維持が困難となることが考えられることを踏まえ、まずは本基準を含めた改正建設業法の的確な運用に万全を期すことが重要であると考えています。 その上で、施行状況に係るフォローアップ等を踏まえ、必要な施策を講じていく所存です。
41	渡邊美	意見	当日	第3章(1)	重層下請構造の是正	今後、労務費ダンピング調査で直工費が守られるようになると、今度は経費にしわ寄せがいくのではないか。このとき、重層下請構造が解消されていなければ、経費の確認はできないのでは。		本文を修正	第3章(1)に「業界一丸となって取り組むことにより、」を追記するとともに、第5章に、以下の通り追記しました。 あわせて、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことにより、建設コストの上昇を抑える努力を期待したい。
42	丸山	意見	当日	第3章(1)	重層下請構造の是正等	現時点で、発注者側が建設工事費の相当程度を負担しているという認識。その上で、今後、労務費の追加負担を発注者側に求めるのであれば、受注者側も重層下請構造の解消等の努力を行い、発注者側だけに過度な負担を強いることがないようなことをガイドラインに記載すべき。発注者側からも下請の経費や利益が圧迫されることはあってはならないと考えるが、現状の重層下請構造を維持したまま、労務費も経費も全て発注者負担となることは好ましくないことを明確にすべき。		本文を修正	第3章(1)に「業界一丸となって取り組むことにより、」を追記するとともに、第5章に、以下の通り追記しました。 あわせて、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことにより、建設コストの上昇を抑える努力を期待したい。
43	渡邊美	意見	後日	第3章(1)	重層下請構造の是正等により、建設業が今後も社会資本整備の担い手、地域の守り手としての役割を持続的に果たす	重層下請構造の是正に加え、受注者自らが主体的かつ積極的に解消に取り組むことにより	是正を行う主体が行政側のように捉えられるため、もう少し受注者側が積極的に自ら取り組むことを記載するべきという考え	本文を修正	第3章(1)に「業界一丸となって取り組むことにより、」を追記するとともに、第5章に、以下の通り追記しました。 あわせて、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことにより、建設コストの上昇を抑える努力を期待したい。
44	長谷部	その他	後日	第3章(1)	賃金等をを	賃金等をを	誤字修正。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
45	長谷部	意見	後日	第3章(1)	更に公共工事の特性を踏まえた	更に改正入契法・品確法等で示されている公共工事の特性を踏まえ、品質確保、地域における技能者の担い手確保・育成等のための上乗せの取組が必要	入契法・品確法では、公共発注者の責務等が明文化されており、発注者の模範として公共工事で上乗せの取り組みをすることで、民間発注者への波及などが期待されるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
46	三宅	意見	後日	第3章(1)	「公共工事の特性を踏まえた上乗せの取組が必要になる」	公共工事のどのような特性を踏まえて、なぜ公共工事において上乗せの取組が必要になるのか、加筆していただきたい。	理由などをわかりやすくした方が、自治体の納得を得られやすいと思います。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第3章(4)を全般的に修正しました。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
47	渡辺直	意見	当日	第3章(1)		多くの公共工事で労務費ダンピング調査の必要性を認識し、実施してもらうために、公共工事の特性を補足するような記載が必要ではないか。		本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第3章(4)を以下の通り修正しました。 ・公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、改正後の品確法第27条において、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し公共工事の請負契約の締結状況及び賃金の支払等に係る実態調査の努力義務が規定された。また、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」において、公共発注者としても賃金の支払い等の実態把握に努めることなどについて、一定の役割を果たすことが求められている。
48	白石	意見	後日	第3章(2)	契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組	国交省が、公取や経産省と連携して、元請から発注者に対して提示可能な、違反事項を明記したパンフレット等、啓発物を作っていたきたい。	元請としてはサプライチェーンの出発点である発注者に、適正な労務費の確保についてご理解いただかなくてはならない中で、特に民間発注者において、様々な業種の発注者から一様に理解を得るのは大変難しい。発注者が労務費の基準や必要な経費を認めないとする対応や片務的契約を求めてきた場合に備え、なし崩しのにならないよう、国が法令違反にならない労務費の基準、必要な経費に関するパンフレットを作成するなど、サプライチェーンの出発点から必要な額を確保できる取組みを強力に進めてほしい。	別途対応	発注者を含めた本制度の普及啓発策について、各建設業団体と連携の上対応させていただきたく、具体的な手法について別途ご相談させて頂きたく存じます。
49	長谷部	意見	後日	第3章(2)①	施策を講じることが適切である。	施策を講じることが適切である。その際、建設業法18条(建設工事の請負契約の原則)に則り、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結をすべきである。	元下関係では、注文者側が強い立場にある実態を踏まえ、改めて業法18条の趣旨に基づいた対等公正な契約の徹底について、明文化することが適当であると考えるため。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(2)①を以下の通り修正しました。 両当事者が建設業法第18条の定め に則り対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面(電子媒体を含む。)で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
50	三宅	意見	後日	第3章(2)	「強い立場にある注文者」	「注文者」とした方がよいと思います。	「強い立場にある」を削除しても十分に意味が通じます。また、少なくとも公共事業では、受発注者は対等の立場にあります。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
51	白石	意見	後日	第3章(2)①	優良事業者が市場で選択される環境	優良事業者が市場で選択される環境について、優良事業者を、誰がどのように評価(選択)するのか、いつ頃整備していくのか方針を明示してはどうか。	具体的なことが示されておらず、既に存在する制度のように読めるため。	現行案にて対応	既に方針をお示ししており、法施行に合わせてその内容に沿って制度の運用を開始できるよう、準備を進めているところです。
52	白石	意見	後日	第3章(2)①	労務費に関する基準と併せて、これに基づく価格交渉の進め方などにに関するガイドラインを国土交通省において示す	発注者の責任で、正確な設計図書を作成のうえ、正確な数量で契約することが大前提であること、その後の設計図書の変更などに伴う数量、労務費の変更は当然精算(契約変更)されることが必要不可欠であることを、労務費の基準に関するガイドラインに明記してほしい。 「労務費の基準」の施行に合わせて、建設業法令遵守ガイドラインにおいてもそのことを明確に示してほしい。	設計図書が正確でなければ、適正数量が算出できず、詳細な見積はできない。 設計が現場の実態に合っていないことや、もの決めが未確定など、設計図書の精度が低いことから正確な数量が曖昧で、「性能発注」として契約で数量の責任を受注者に負わせる実態が散見される中で、当該リスクについては国側から明確に釘を刺していただきたい。 特に施行から数年間は発注者の理解が進まない可能性があり、労務費の基準に合う労務費の確保が元請の持ち出しになりかねない。少なくとも国の意見として、設計図書の変更は、精算することを明確にしてもらわないと、元請としては発注者への説得材料がなく、リスクが高過ぎる。	運用方針等において対応	運用方針にご意見いただいた趣旨を明記します。
53	白石	意見	当日	第3章(2)①		入口でのCCUSの位置づけをもう少し明記してほしい。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(1)に以下の通り追記しました。 この適正な労務費の確保にあたっては、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収が個々の技能者に支払われるよう、技能者の経験年数分布等も踏まえつつ、技能者を雇用する建設業者が必要な額を確保することを目指すことが適当であり、このため、まずは、早急に公共工事・民間工事の全ての取引段階を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費が確保されることが重要である。
54	西野	意見	当日	第3章(2)①		契約締結して工事を実施することが暗黙の了解となっているが、建設業法に則って、契約は書面のやりとりで行うということを明記すべきでは。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(2)①に以下の通り追記しました。 両当事者が建設業法第18条の定め に則り対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面(電子媒体を含む。)で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
55	岩田	意見	当日	第3章(2)②		必要経費の内訳明示や雇用に伴う経費の取扱い(経費込み単価)は、我々が一番気にしている部分であり、記載は残してほしい。		運用方針等において対応	基準値をお示しする際に、公共工事設計労務単価における「建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示」の例に準じ、あわせてお示しする予定です。
56	前田	意見	当日	第3章(2)②	雇用に伴う必要経費の確保に資する観点から、同単価における取扱いと同様に、基準値の策定と併せて、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表すること	雇用に伴う経費は、いつ・誰が・どのように公表するのか具体的に明記すべき。		運用方針等において対応	基準値をお示しする際に、公共工事設計労務単価における「建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示」の例に準じ、あわせてお示しする予定です。
57	渡邊美	質問	後日	第3章(2)②	「雇用に伴う必要経費」についても参考値として公表	必要経費が元請・下請それぞれで分担される場合、発注者はどのように妥当性を確認すれば良いか。	参考値の公表とは労務費の基準値を示すのと同様の扱いと考えるのであれば、以前のWG資料のとおり41%を参考値と示されるのか？ 「雇用に伴う必要経費」は、添付資料の通り、単価に一部組み込まれているケース(建築)と、元請経費と一本化して計上しているケース(土木)がある中、発注者として確認するのは難しい。 競争化を必要経費にしわ寄せをすることを避けるために、統一的なルールによる全体の経費の見える化が必要ではないか？	別途対応	「雇用に伴う必要経費」の参考公表については、基準値をお示しする際に、公共工事設計労務単価における「建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示」の例に準じ、あわせて実施予定です。 また、現状において発注者として上述の必要経費の内訳について積極的な確認をお願いするものではなく、今回の法改正において、特に確保の必要性が高い間接雇用経費である①法定福利費、②安全衛生経費、③建退共掛金について、内訳明示を求めることとしたものです。
58	長谷部	意見	後日	第3章(2)③	取組を進めることが適切である。	取組を進めることが適切である。その際、注文者側からの詳細な見積条件等の提示、適切な見積作成期間の設定など、受注者側の見積書作成を促進するための、元下取引における環境整備等への配慮が求められる。	元下関係では、注文者側が強い立場にあることを踏まえ、建設業法に基づいた受注者側への見積作成に関する配慮等を明文化する必要があると考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
59	前田	意見	当日	第3章(2)③		仕上げ工事では、職種や作業内容、材料等が多様多様であるため、材料費等を内訳明示することは非合理ではないか。		別途対応	専門工事業における見積の内訳明示については、関係者との意見交換を行いつつ見積書の様式例や作成手順を整理するとともに、これを踏まえ各専門工事業団体において、工事の特性を踏まえた標準見積書の作成を進めているところです。 これらの標準見積書において、内訳明示についても工事の特性を踏まえた形式がとられるよう、フォローを行ってまいります。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
60	前田	意見	当日	第3章(2)③		元請が作成する工事費内訳明細書において、材料費等を内訳明示すべき工種は、合理的な範囲とすべきではないか。全ての工種で内訳明示することは難しいのでは。		別途対応	見積の内訳明示については、関係者との意見交換を行いつつ見積書の様式例や作成手順を整理するとともに、これを踏まえ各専門工事業団体において、工事の特性を踏まえた標準見積書の作成を進めているところです。 これらの取組を通じ、内訳明示についても工事の特性を踏まえた形式がとられるよう、フォローを行ってまいります。
61	三宅	質問	後日	第3章(2)③	国において「専門工事業者向けの見積書の様式例及びその解説」「専門工事業団体向けの標準見積書の作成手順」「発注者・元請間の見積書の作成に当たってのガイドライン」を公表することといった実効性確保策を講じることで適切である。	左記のガイドライン等は、いつ案が示され、いつ頃、決定する見込みでしょうか。 また、ガイドライン等では、今年12月から直ちに実施する内容と、詳細なルールが決まってから実施していく内容とを明確に分けた上で、実務の詳細をお示しください。	今年12月に法施行の予定となっていますが、契約当事者は、ガイドライン等がないと実務ができません。	別途対応	既にWG委員には素案をお示しているところであり、今後関係者との調整やパブリックコメントを経て12月上旬までに決定予定です。
62	白石	意見	再照会	第3章(2)④	自主宣言制度	宣言制度のイメージは記載されているものの、その仕組みや創設時期、インセンティブの内容などの方針は、可及的速やかに決定・公開のうえ実行していただきたい。	創設される仕組みの周知及び早期実施が労務費の基準制度の早期普及において重要であると思うする。	別途対応	お示している通りであり、法施行に合わせてその内容に沿って制度の運用を開始できるよう、準備を進めているところです。日建連会員企業や取引先企業への普及について、今後様々な協力を頂くこととなりますが、何卒よろしくお願いいたします。
63	前田・榎並	意見	当日	第3章(2)④		元請たるゼネコンがいかにして協力会社を評価あるいは育成支援していくかが重要では。工事の請負においては、契約当事者が相互に経済的なメリットを感じる必要があるであいかつ、健全な競争環境を維持するためにも、国からの補助金あるいは税制優遇などにより、受注時の競争力を確保するための経済的メリットの創出が必要では。この点、資料中でも、インセンティブに関する記載はあるが、それがより具体的にどのように発生するかも検討するべき。		別途対応	元請事業者等に対するインセンティブとして、「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において自主宣言者に対する経営審査上の加点制度を設けるとともに、協力会社等に対するインセンティブとして厚生労働省所管「人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース)」において能力判定に基づく昇給を実施した企業に対する財政上の支援を行っているところです。
64	白石	意見	後日	第3章(2)⑤	建設業行政による、基準を著しく下回る見積り・契約への指導監督	制度遵守する企業が不利益を被らないようにするうえで、一番有効なのは、出口(賃金の支払い)について、Gメンが強力に指導監督することであると考える。是非「出口」対策については施行直後から強いペナルティをもって徹底して取組んでほしい。	12月の施行後、全ての受発注者が一斉に手続きから導入することは難しい。一方で、国側においては施行後に制度を遵守しない受発注者を野放しにした場合、ダンピングが横行する恐れがある。放置するようなことは絶対にせず、「出口」対策は施行直後から運用開始していただきたい。	運用方針等において対応	ご指摘の通り、改正法を踏まえた見積り等を行う業者が競争上不利にならない環境整備は重要であり、法施行直後から建設Gメンが適切な調査等を実施できるよう、「建設業法令遵守ガイドライン」、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等について、法施行に合わせた改正を行う予定としています。「出口」において適正に賃金が支払われていない建設業者については「入口」において適正な労務費を確保できていない可能性が高まると考えられることから、しっかり建設Gメンとしても監視してまいりたいと考えています。 なお、建設業界自身においても、コミットメント制度を積極的に導入及び契約当事者において十分にその履行を確認していただくとともに、必要に応じて「駆け込みホットライン」に通報いただく等、建設Gメンがより効率的・効果的に調査できるよう、端緒情報の提供に関して自主的な取組をお願いします。
65	荒木	意見	後日	第3章(2)⑤		労務費の入金と労働者への賃金支払いを明確にしたうえで、建設Gメンにより「適正な水準の労務費」が支払われているのかを調査し、従業員へ確実に適正な賃金が支払われている状態にしていきたい 下請負契約を労務費とそれ以外(材料費等)とに分けて行えば、その業者に年間いくらの労務費が支払われ、その労務費の内いくら従業員に支払われたかが把握でき、明確に賃金の支払い状況が見える事で下請けの社長(経営者)が労働者へ適切に賃金を支払わなければならない状況を生み出せるのではないだろうか		別途対応	公共工事における賃金支払い状況の確認については、第3章(4)記載の通り、公共発注者独自の取組として進めて参ります。 その上で、下請負契約における労務費支払いの担保については、まずはコミットメント条項の活用に対応されることが適切であると考えます。
66	白石	意見	後日	第3章(2)⑤	受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書と最終見積書の労務費の差額	最終見積書をもて、労務費が適正に確保されているかがわかれば、それで足りることから、当初見積書までは保存を義務づけなくて、最終見積書のみにしてはどうか。	特に規模の大きい民間工事では、契約後も設計図書の精度が時間とともに高まっていくことが多い。こうした場合、当初と最終の見積りが同じ条件、同じ内容のもとで作成されていないため、その労務費が適正なのか評価するのは難しい。	運用方針等において対応	見積作成・保存に係る負担軽減については、全ての段階での見積りについて労務費内訳明示が必要ないことについて、運用方針で明示することとします。 なお、最終見積のみの保管で足りることとした場合、見積書面から違法な見積変更依頼を確認することが困難となるため、妥当でないと考えています。
67	白石	意見	後日	第3章(2)⑤	受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書と最終見積書の労務費の差額や、労務単価を工種毎の標準的な値と比較	ここでいう「当初見積」の定義を明確に、かつ最終見積と比較可能なものとして定義したうえで、基準本文または運用方針に記載してはどうか。	当初という言葉から最初期に提出した見積を想起しがちであるが、最初期の見積においては設計精度も低く、最終見積と単純比較できるものではない(運用方針44において「詳細設計が確定した段階(工事着工時点における詳細仕様が一定程度確定した段階)以降の見積りについて、労務費の内訳明示に努めることが妥当」とあり、この時点を「当初」と想定していることは理解している)。「最終見積もりと比較可能な精度水準になった最初のもの」等、具体的に示すことが必要である。	運用方針等において対応	ご指摘の点が明らかとなるよう、運用方針において対応してまいります。
68	西野	意見	後日	第3章(2)⑤		適正な労務費の確保に向けた建設 Gメンの調査としては、結果的に適正な労務費が確保されたかどうかが重要であると考える。施工段階における設計変更や設計内容の詳細化、工事現場の状況により、工事が完了するまで工事内容(見積の対象)が確定しない場合でも、結果として適正な労務費が確保されることが必要であると考えます。		別途対応	建設工事の請負契約の締結に当たっては、適正な労務費が盛り込まれるべきであり、設計内容の詳細化が見積り段階でなされていない場合や、施工段階における設計変更がなされた場合には、それらが確定次第、建設業法上必要な見積、契約に関する手続きを行ったうえで、適正な労務費を盛り込んだ形で契約変更が行われることが重要であると考えております。建設Gメンの調査については、この点を踏まえ、適切に行ってまいります。
69	長谷部	意見	後日	第3章(2)⑤	調査を実施。	調査を実施。その際、通報者等の匿名性を厳守し、通報によって取引上の不利益を被ること等がないように、特段の配慮を行う。	通報者の匿名性を厳守し、通報しやすい環境整備を図る必要があると考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第3章(2)⑤について以下の通り修正しました。 …その際、通報者等が通報によって取引上の不利益を被ること等がないよう、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護を徹底。
70	長谷部	意見	後日	第3章(3)	危機感が高まる中、サプライチェーン全体で、	危機感が高まる中、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全体で、	サプライチェーンには工事発注者(施主)も含まれることをしっかりと強調する必要があると考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
71	長谷部	意見	後日	第3章(3)	適正な労務費を支払うこと。	適正な労務費(賃金の原資)を支払うこと。	適正な労務費は賃金の原資であることを明文化し、賃金支払いへの意識づけを強調することが必要と考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
72	白石	意見	後日	第3章(3)①	建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収(目標値)の支払いを目指すこと。	「出口」対策においてCCUSのレベル別年収に沿った賃金を支払うことが大前提であり、その原資の労務費をどう担保するのか、入口でも、労務費の基準のなかで、標準的な施工条件や作業内容とともに、CCUSの各レベルの歩掛(技能者が何人で工事をする想定なのか)も前提として示す等、労務費の基準とCCUSとの関連性をを「労務費の基準」に明記してほしい。	CCUSを活用して、適切な労務費の行き渡りを進めていくことが重要であり、CCUSの3か年計画でも課題に挙げられているとおり、労務費の基準(単価)と、CCUSのレベル別年収との数的関係をどのように捉えるべきか明確にする必要がある。 「出口」対策として、CCUSのレベルに応じた適正な賃金を支払うことを記載しているのは大変評価できるが、「入口」での対策としてCCUSを何ら位置付けていないことは問題だと考えている。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第3章(1)を以下の通り修正しました。 「この適正な労務費の確保にあたっては、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収が個々の技能者に支払われるよう、技能者の経験年数分布等も踏まえつつ、技能者を雇用する建設業者が必要な額を確保することを目指すことが適当であり、このため、まずは、早急に公共工事・民間工事の全ての取引段階を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費が確保されることが重要である。」 CCUSと入口での実効性確保策との関係においては、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、CCUSを活用し、技能者を処遇する企業が選ばれる仕組みを構築することとしております。 なお、個々の工事における標準的な施工体制や各人における歩掛を特定し、CCUSのレベル別に歩掛をお示しすることについては、基準値の作成に使用している直轄工事等の歩掛についても工事全体の数値としてのみ把握されていることを踏まえれば、困難です。
73	白石	意見	後日	第3章(3)①	建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収(目標値)の支払いを目指すこと。	労務費の単価は、CCUSの各レベルでバランスよく構成された標準的な体制で施工した場合の平均値であることを示すべき。	班編成の構成人員において技能レベルの高い職人(レベル4)が多ければ、それだけ労務費は高くなるのでは、という議論があったが、技能レベルが上がればその分歩掛も向上しやすいことから、単価×歩掛の結果はそう大きく変動しないはずである。 標準的な体制を示しておけば、それとの比較により見積内容が妥当であるか比較検討が容易となり、見積提出側も、単価と歩掛の算出根拠を示す必要があることから、契約当事者間のコミュニケーションや実効性確保の観点からもCCUSレベルと労務費の関係を示す意義がある。これによりCCUSの登録率のアップにも繋がり相乗効果も期待できる。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第3章(1)を以下の通り修正しました。 「この適正な労務費の確保にあたっては、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収が個々の技能者に支払われるよう、技能者の経験年数分布等も踏まえつつ、技能者を雇用する建設業者が必要な額を確保することを目指すことが適当であり、このため、まずは、早急に公共工事・民間工事の全ての取引段階を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費が確保されることが重要である。」 あわせて、第2章(1)②を以下の通り修正しました。 「第3章において技能者に支払うことを目指すべき賃金として位置づけられるCCUSレベル年収については、公共工事設計労務単価から、技能者の経験年数、保有資格等を踏まえて算出されているものであり、CCUSレベル別年収を日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。」
74	白石	意見	後日	第3章(3)①	建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収(目標値)の支払いを目指すこと。	CCUSの能力判定や、就業履歴の蓄積を、短期間で飛躍的に高める取組みを推進してほしい	CCUSの拡大が労務費の基準におけるレベルに応じた適正な賃金支払いを実現する前提であるため	別途対応	昨年6月に策定したCCUS利用拡大3か年計画を踏まえた取組を推進するとともに、その質的な充実にも不断の努力を重ねて参ります。
75	荒木	意見	後日	第3章(3)①	CCUSレベル別年収(目標値)の支払いを目指す	CCUSレベル別年収を目指すため、工事の難易度や技能者の技術力を反映した労務単価や歩掛となるように積算基準を見直してほしい。		現行案にて対応	CCUSレベル別年収は技能者の経験年数分布等を踏まえて設計労務単価から導きされているものであり、CCUSレベル別年収の行き渡りを図る上で、設計労務単価レベルの支払いがサプライチェーンを通じて確保されることが必要であると考えます。
76	長谷部	意見	当日	第3章(3)①		CCUSレベル別年収の改定について、今後のスケジュールを示してほしい。これに関連して、公共工事設計労務単価の出口における賃金支払い状況については、今後設定されるであろう最低目標値を参考として、公共工事からの新たな商習慣の構築を求める。		別途対応	改正建設業法の施行に合わせ、改定値を公表する方向で検討を進めております。 公共工事における賃金支払い状況の確認については、第3章(4)記載の通り、公共発注者独自の取組として進めて参ります。
77	三宅	意見	後日	第3章(3)①	行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタルを活用した簡易・任意の確認システムも活用	確認システムも⇒確認システムを、に表現を変更して欲しい。	デジタルを活用して簡便に確認できるような手法がない限り、技能者への賃金支払いを確認するのは実務的に難しい。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(3)①2ボツ目を以下の通り修正しました。 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタルを活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
78	三宅	質問	後日	第3章(3)①	CCUSレベル別年収について目標値と【案①最低目標値】【案②標準値】の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、基準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。	CCUSレベル別年収については、箇条書きの「・」は誤りで、正しくは「○」ではないでしょうか。 【第10回WGにて三宅委員の発言内容です】	「○」の箇条書きであれば、その前の各項目と並列となり、目指していく基本的な考え方の一項目になります。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
79	三宅	意見	当日	第3章(3)①		CCUSの箇条書き部分について、「・」ではなく、「○」ではないか。		本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
80	白石	意見	後日	第3章(3)①	CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認する	目標値と標準値が、それぞれ現行のレベル別年収でいうところのどの層と対照できるのか(レベル別年収の上限、下限、平均、中央等)を明確にしつつ、基準本文または運用方針内でこれらの値の定義を記載してはどうか。	現行制度と比較対照できなければ、各社の対応検討が煩雑になるため。	別途対応	CCUSレベル年収をお示しする際に、ご指摘の趣旨も踏まえつつ対応いたします。
81	長谷部	意見	後日	第3章(3)	労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。	確認方法が不明瞭のため、具体的な確認方法等の追記が必要と考えます。	同左。	現行案にて対応	基本的な考え方を記載した部分であり、原案通りの記載ぶりとしております。 なお、行政庁における具体的な取組については、第3章(2)⑤記載の流れによることが想定されます。
82	三宅	意見	後日	第3章(3)②	②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保	出口対策であるコミットメント制度については、以前のWGで示されていた内容とともに、誓約書に違反があった場合の対応など、制度運用の詳細をガイドラインなどの形でお示しください。 その作成に当たっては、自治体からの意見や質問を受け付ける機会を設けていただけるとありがたいです。	コミットメント制度の運用の詳細が不明なままでは、12月以降の契約において制度を適用すべきかどうかの判断が困難です。	別途対応	既にWG委員には運用方針の素案としてお示しているところであり、今後関係者との調整やパブリックコメントを経て12月上旬までに決定予定です。
83	三宅	意見	当日	第3章(3)②		コミットメントに係るガイドラインは、12月より前に余裕をもって提示すべき。また、可能であれば、早期の公表で、自治体から意見・質問を受け付ける機会を設けていただければ、多くの自治体にとって、円滑な制度導入につながるのでは。		別途対応	既にWG委員には運用方針の素案としてお示しているところであり、今後関係者との調整やパブリックコメントを経て12月上旬までに決定予定です。
84	長谷部	意見	後日	第3章(3)②	標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について	標準請負契約約款に積極的に導入することにより、サプライチェーン全体の個々の取引について	コミットメント制度が適正な労務費・賃金行き渡りの担保に必要であることから、発注者を含めたサプライチェーン全体の個々の契約において、積極的に導入が必要であると考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。

委員	質問／意見等	当日／後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
白石	意見	後日	第3章(3)②	労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引について積極的に取り入れることを促す	【修正文案】(前略)サプライチェーン全体の個々の取引について積極的に取り入れることを促す	任意記載事項であることを踏まえた修正導入そのものには賛成だが、「積極的に取り入れることを促す」の表記では、必須事項の普及と遜色ない表現となることから。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(3)②1ボツ目を以下の通り修正しました。 …サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。
白石	意見	後日	第3章(3)③	技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供	通報窓口の新設を待たず、既存の「駆け込みホットライン」等を活用し、12月の施行直後から速やかに運用できるようにし、労務費の基準が守られていない場合通報窓口に通報すべきことを「労務費に関する基準」に明記してほしい。	通報制度は、端緒情報として非常に有効であり、事例の蓄積にもなるので、デジタル化を待たずに通報窓口を整備してほしい。将来的なデジタル化が達成されるまで運用されないのでは困る。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第4章(2)として「駆け込みホットラインの活用」を追記しました。
長谷部	意見	後日	第3章(3)③	技能者通報制度	一人親方の通報等についても、具体的な対応等の明文化が必要であると考ええる。	公益通報者保護法改正では、保護対象にフリーランスが追加されていることや、フリーランス新法により一人親方との適正取引について徹底が図られていること等を踏まえ、特に取引上立場の弱い一人親方に配慮した対応が必要と考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第4章(2)として「駆け込みホットラインの活用」を追記しました。
白石	意見	当日	第3章(3)③		まずはアナログでいいので、速やかに通報窓口を設置することを本文に明記すべき。		本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第4章(2)として「駆け込みホットラインの活用」を追記しました。
長谷部	意見	当日	第3章(3)③		取引上立場の弱い一人親方に配慮した対応を検討すべきで、一人親方向けの通報窓口を本文に追記してほしい。		本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、第4章(2)として「駆け込みホットラインの活用」を追記しました。
白石	意見	後日	第3章(3)④	悪質事業者の見える化	悪質事業者の見える化について、どのような基準で、HPなどどのように見える化するのか、またその時期などの方針を、可及的速やかに決定・公開のうえ実行していただきたい。	創設される仕組みの周知及び早期実施が労務費の基準制度の早期普及において重要であると思料する。	別途対応	既にお示ししているロードマップに沿って対応してまいります。
土志田	意見	後日	第3章(4)	一定の役割	責務とする	法律の趣旨とする (品確法第7条発注者等の責務)	現行案にて対応	当該部分について、実態把握することまでも責務としているとまでは言い難いことから現行案通りとさせていただきます
三宅	意見	後日	第3章(4)	公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費が、賃金として技能者まで支払われることについて、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」において、公共発注者としても一定の責務を果たすことが求められている。	＜修正案＞ 公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費が、賃金として技能者まで支払われることについて、品確法第27条において、国は公共工事に従事する者の能力等に即した賃金の支払その他適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならないとされている。また、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」において、賃金の支払等の実態把握に努めることなど、公共発注者としても一定の役割を果たすことが求められている。	賃金の行き渡りについては、法律(品確法)の規定(国の役割)を優先して記載し、その次に運用指針の内容を記載した方が正確である。こうした国や公共発注者が努めることとされている内容は責務ではなく、役割と表現するのが適切である。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(4)1ボツ目を以下の通り修正しました。 …公共発注者としても賃金の支払い等の実態把握に努めることなどについて、一定の役割を果たすことが求められている。
三宅	質問	後日	第3章(4)	公共工事における上乗せの取組	全国の自治体に向けて、12月から始まる取組の全体像を明確にお示ください。 自治体が12月に実施すべき取組は、「入口」での対策として、提出された内訳書の記載内容の確認と、「出口」での対策として、コミットメント制度の活用 の2つでよろしいでしょうか。 このうち、入口での対策について、提出された内訳書の記載内容の確認が労務費ダンピング調査のことなのか、他に確認すべき作業があるのかご教示ください。 【第10回WGにて三宅委員の発言内容です】	12月の実施に向けて、準備を進める必要があります。	-	「入口」での対策として、提出された内訳書の記載内容の確認と、「出口」での対策として、コミットメント制度の活用 の2つについて実施いただきたいと考えております。このうち内訳書に記載される内訳については、労務費に限らず確認が必要ですが、労務費の確認方法の1つとして、労務費ダンピング調査についてのガイドラインをお示しする予定です。
楠	意見	当日	第3章(4)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条において	入契指針について、何らか影響を与えるならば、入契法の中では中建審の意見を聞くという文言があるので、それも併せて中建審での審議が必要となるのではないかと。		現行案にて対応	入契指針の改定を要する状況が生じた場合においては、中建審での審議等適切なプロセスを経て参ります。
丸山	意見	当日	第3章(4)	入札金額内訳書における労務費等の内訳明示	基準値の運用に関連して、見積書における材工分離については、公共工事設計労務単価の上乗せ対応という整理となっているが、民間工事においてもそれと同様の対応をしていかなければ、基準値の蓋然性の判断がつかないのでは。コミットメント条項と併せて、見積書における材工分離について、一定規模以上の非住宅の民間工事においても努力目標というような形での建付を検討するべき。		現行案にて対応	見積書における材工分離に係る努力義務化は公共工事・民間工事間わない措置ですが、その旨がより明らかになるよう、第1章(2)において入契適正化法に基づく措置を明記したところです。
荒木	意見	後日		労務費ダンピング調査を実施する等、公共工事の契約段階において適正な労務費等が確保されるための措置が講じられることが適切である	公共工事については、工事を落札するために、適正価格として積み上げられた予定価格から、8～10%切り下げた価格で入札せざるを得ない。 にもかかわらず、労務費を100%支払う必要があるとなれば、元請が過度な負担を強いられることになるため、労務費について積算額の100%になっていない場合には、落札させない、又は労務費ダンピング調査を必ず実施するなど、受注者に労務費を切り下げさせない方法を記載しなければ、実効性の確保策にならず、また、労務費ダンピング調査の結果、どのようにダンピングが抑止されるのかが明らかになっていない。 例えば、「労務費ダンピング調査(仮称)を実施し、ダンピングが明らかな場合は契約しないことやペナルティを課すこと」などの対策を記載すべきである。		現行案にて対応	労務費ダンピング調査は、これまでダンピング対策が不十分だった公共団体についても取組の強化を図るものであり、これによって、労務費等に対するしわ寄せを行う事業者の排除による落札率の改善が期待されるところです。 また、この調査の結果、一定水準を下回った場合には、公共発注者から理由の確認を行い、合理的な理由が得られなかった場合については建設Gメンに通報することで、労務費等の切り下げが疑われる事業者の端緒情報となります。

No.	委員	質問／意見等	当日／後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
97	荒木	意見	後日			労務費の基準について、守らなければならない厳格な基準として運用されるのであれば、元下間で標準労務費の行渡りを確保する手段を検討することと同時に、発注者から元請へ標準労務費を100%行き渡らせることができるようにする方法の検討も必要である。 例えば、標準歩掛で積算した上で7～10%程度を加えて予定価額とし、それを基準に予定価格を設定する等、入札制度の見直し等も併せて検討する必要がある。		別途対応	国土交通省としても労務費の確保は重要と考えており、官積算の算出式の基準となる中央公契連モデルを用いた場合は、予定価格の92%程度の入札価格であっても、直接工事費は97%、うち労務費は100%確保されるよう設定されております。 また、公共工事においては、会計法等の関係法令に則り、予算の範囲内で支出が行われるよう、あらかじめ定められた「予定価格」の範囲内で契約を締結されなければならないこととされております。 ただし、これは、予定価格が適切に設定されることが前提であり、そのためには、予定価格の積算に最新の実勢価格を反映させ、価格変動時には契約変更に取り組むことが重要であると考えており、これらについて適切に取り組むよう、国土交通省から地方公共団体に対して、総務省と連名で要請しております。 加えて、地方公共団体における独自歩掛について、各地方公共団体における作成を支援するための事例集の作成をおこない、各団体における適正な予定価格の設定を働きかけてまいります。
98	榎並	意見	当日	第3章(4)		必要最低限順守すべきダンピング対策について、それが順守されなかった場合のペナルティについて、必要に応じてその旨を記載することも考えられるのでは。		運用方針等において対応	労務費ダンピング調査の結果、一定水準を下回った場合には、公共発注者から理由の確認をおこない、合理的な理由が得られなかった場合には建設Gメンに通報することになります。別途定めるガイドラインにおいて、運用の詳細をお示しさせていただきます。
99	土志田	意見	後日	第3章(4)	労務費等が確保されるため	確保されない場合は落札者としない	落札者としない旨を明示	現行案にて対応	本調査において、労務費等を確保できていないことが判明した場合は、公共発注者は建設Gメンに通報することになりますので、一定の抑止効果があると考えております。そのため、原案通りの記載とさせていただきます。
100	三宅	意見	後日	第3章(4)	また、「出口」での確認として、公共工事の発注者においても独自に、労務費・賞金の支払い状況、労働時間等を把握することにより、受発注者間での「見える化」を建設業の新たな商習慣として組み込み、健全な競争環境の実現と品質確保の担い手確保を目指すことが期待される。	出口での確認として「公共工事の発注者においても独自に労務費、賞金の支払い状況等を把握することにより」と書いてありますが、この「独自に」という文言を削除していただきたい。 【第10回WGにて三宅委員の発言内容です】	「独自に」の意味合いは、民間発注者とは別に公共工事の発注者が独自に把握するという趣旨とのことですが、公共工事の発注者が独自の方法で把握するという意味に受け取る人が多いです。 451行目以降の記載のように、国交省の直轄工事で把握の手法を確立した後、普及推進していく方針は変わっていないようですし、公共側の人手不足の中、独自の方法による把握はハードルが高過ぎますので、誤解を招かないよう「独自に」を削除していただいた方がよいと思います。	現行案にて対応	発注関係事務の運用に関する指針(令和7年2月3日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)の記載ぶりを踏まえての規定であり、原案通りの記載ぶりとしております。
101	三宅	意見	当日	第3章(4)	公共工事の発注者においても独自に、	書類削減の観点で、受注者から資料を提供していただくことに合理性があると思うので、「公共工事の発注者においても独自に労務費、賞金の支払い状況等を確認する」ではなく、「受注者の協力のもと」という文言に差し替えた方がよろしいのではないかと。		本文を修正	頂いたご意見を踏まえ、当該部分に「受注者の協力のもと」を追記しました。
102	長谷部	意見	後日	第3章(4)	賞金の支払い状況、	CCUSレベル別年収等に基づいた賞金の支払い状況、	出口の適正な賞金の支払いについては、本WGの中でもCCUSレベル別年収等を参考としていくことが確認されており、それを明文化する必要があると考えるため。	現行案にて対応	公共発注者が独自に行う確認について、現状試行段階であることを踏まえ、現時点においては手法を特定しない、原案通りの記載ぶりとしております。
103	三宅	意見	後日	第3章(4)	公共工事の発注者においても受注者の協力のもと、労務費・賞金の支払い状況、労働時間等を把握することにより	労働時間等の把握に努めることにより、と表現を修正して欲しい。	「出口」での確認として、国は元請のみならず～略～適切に支払われるようその実態把握に努めることと、加筆されたため、公共工事の発注者についても正確に「把握に努める」としていただきたい。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第3章(4)4ボツ目を以下の通り修正しました。 …労働時間等の把握に努めることにより、受発注者間での「見える化」を建設業の新たな商習慣として組み込み、…
104	長谷部	意見	後日	第3章(4)	把握することにより、受発注者間での「見える化」を	把握し、「コミットメント制度」を積極的に導入することにより、受発注者間での「見える化」を	公共工事の特性を踏まえ、建設業の新たな商習慣を公共工事から推進していくために、コミットメント制度の積極的な導入が必要と考えるため。	本文を修正	頂いたご意見を踏まえ修正しました。
105	長谷部	意見	後日	第3章(4)	望ましい。	望ましい。その際、「支払われるべき労務費」に基づいた「支払われるべき賞金基準」として、CCUSレベル別年収の最低目標値を設定し、「支払われるべき賞金基準」を上回る賞金の支払いを推進していくことが求められる。	CCUSレベル別年収の最低目標値を活用し、労務費に関する基準に基づいた適正な労務費を、実際の賞金支払いに結合させていくために、公共工事における先進的な取り組み、新たな施策等を推進し、民間工事に波及させていく必要があると考えるため。	現行案にて対応	公共発注者が独自に行う確認について、現状試行段階であることを踏まえ、現時点においては手法を特定しない、原案通りの記載ぶりとしております。
106	前田	意見	当日	第4章(1)	物価資料等に掲載されている価格が	物価本に記載の単価はあくまで参考値であり、協力会社やメーカーからの見積りも含めた単価根拠の位置づけについて整理が必要ではないかと。また、本記載は公共工事に限るといような記載が必要ではないかと。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第4章(1)①ボツ目を以下の通り修正しました。 …物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」の一指標として整理される。
107	佐々木	意見	後日	第4章(1)	物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」として整理されるべきものである。	・運用方針の方針39でも記載がありますが、物価資料等の価格を「通常必要と認められる材料費」と一律にみなすことは、適切ではないと考えます。 ・刊行物等に掲載されている価格は、標準的な条件下での参考価格であり、地域差や調達時期、数量、特殊な仕様などによって実際の調達価格は大きく異なります。 ・刊行物単価は、平均値や代表値としてまとめられた単価ですので、それを『必要と認められる額』と決めるには適切性に欠けます。 ・施工者が纏まった数量の資材をメーカー等宛発注する場合には、物価本より一定の価格低減が働くことがあります(し、長い調達期間の中で資材価格等が上下動する中、発注のタイミング次第で調達価格は変わってくるものでもあります)ので、「物価資料等に掲載されている価格」、「～(『通常必要と認められる材料費』として)整理されるべきものである」と言う断定的な表現ではなく、(『通常必要と認められる材料費』の「参考となると考えられる」や「一指標となると考えられる」など、断定を避ける表現に修正すべきと史料します。	・左記の通り。	本文を修正	ご意見を踏まえ、第4章(1)①ボツ目を以下の通り修正しました。 …物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」の一指標として整理される。
108	大森	意見	当日	第4章(2)	本基準の見直し等に係る措置	中長期的な視点で、時代の変化に応じた慎重かつ柔軟な対応ができるように、見直しの方向性を明確にするとともに、重み付けを行う必要があるのでは。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第4章(3)を以下の通り修正しました。 今後、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賞金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

No.	委員	質問／ 意見等	当日／ 後日	該当節番号	該当部分	質問・修正意見等	質問・修正理由	対応方針	具体的考え方
109	土志田	意見	後日	第4章(2)	465～467	今後、本基準の運用にあたり、社会経済情勢に変化があった場合は、今般適用の設計労務単価を含め改めて検証することとし、厳しい労働環境に合った労務単価とし、必ずしも設計労務単価にとられない単価とし、担い手確保に通じる労務単価を提示するべきである。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第4章(3)以降を以下の通り修正しました。 今後、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。
110	西野	意見	後日	第5章	章全体	結びとして総括的な記載事項を設けるのであれば、以下についての改めての示唆が重要と考えますので、加筆をお願いします。これらの論点について、これまで異論はなかったと考えます。 ・工事にあたり、労務費の基準に則った見積とそれを尊重した双方の合意にもとづく公正な立場での書面による契約締結を行うことが徹底されなくてはならない。 ・発注者および注文者と受注者が対等な立場でパートナーシップを構築し、労務費の基準の実効性を確保し、価格から質の競争へ転換を図り、建設業を持続可能なものとするために、それぞれの立場で責任を果たす必要がある。 ・工事請負契約の信頼性を確保するためには見積の精度を高めることが必要であり、そのためには十分な見積期間の確保と共に、十分に詳細化され確定された設計図書の準備や施工段階における設計変更の低減、設計変更が生じた場合の適切な契約変更が求められる。	改めての示唆が重要と考えますので、加筆をお願いします。	本文を修正	ご指摘の点を踏まえ、前後の文章との重複を排除しつつ、第五章の2ボツ目を追記するなど、全般的に修正しました。
111	土志田	意見	後日	総論	総論	今年12月の建設業法本格施行に併せて、早急に労務費の基準を定めるため、時間的制約のもと簡便な方法として設計労務単価と歩掛を使用して労務費の基準を作成することとしております。その趣旨として現在の技能労働者の賃金が設計労務単価なみにないため、設計労務単価までの水準まで上げることにし、設計労務単価を活用することは理解できるが、第8回のワーキングでも発言しました設計労務単価を1.5倍程度にしないと技能労働者のなり手がないと現状について発言させていただきました。 本ワーキングでは、社会経済情勢に変化があった場合は、設計労務単価を含め改めて検証するとしておりますが、厳しい労働環境下で働く人には、設計労務単価にとられず建設業に継続して従事してもらえることが必須のことから今までない労務単価を提示すべきと思います。		本文を修正	ご意見を踏まえ、第4章(3)を以下の通り修正しました。 今後、労務費等を内訳明示した材料費等記載見積書の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。
112	土志田	意見	後日	総論	総論	労務費の行き渡りについては、官民間問わず発注者側の覚悟が必要である。地方公共団体発注の公共工事においては、最低制限価格帯での入札しなければ受注ができない状況であり、結果として予定価格から約1割削減されての受注となるため、原資が1割不足した状態となります。受注段階で十分な資金確保できなければ労務費の行き渡りどころか担い手確保が期待できなく、現状とかわりません。今こそ抜本的な制度の見直しを図るべきである。		別途対応	国土交通省としても労務費の確保は重要と考えており、官積算の算出式の基準となる中央公契運モデルを用いた場合は、予定価格の92%程度の入札価格であっても、直接工事費は97%、うち労務費は100%確保されるよう設定されております。 また、公共工事においては、会計法等の関係法令に則り、予算の範囲内で支出が行われるよう、あらかじめ定められた「予定価格」の範囲内で契約を締結されなければならないこととされております。 ただし、これは、予定価格が適切に設定されることが前提であり、そのためには、予定価格の積算に最新の実勢価格を反映させ、価格変動時には契約変更に取り組むことが重要であると考えており、これらについて適切に取り組むよう、国土交通省から地方公共団体に対して、総務省と連名で要請しております。 加えて、地方公共団体における独自歩掛について、各地方公共団体における作成を支援するための事例集の作成をおこない、各団体における適正な予定価格の設定を働きかけてまいります。